

電気通信事業のガバナンス強化に向けた 規律の詳細の検討体制

令和4年9月

電気通信事業ガバナンス検討会
事務局

- ✓ 令和4年改正電気通信事業法においては、ガバナンス強化として下記4つの規律が規定されており、当該規律を検討する場合は、**各々右記に記載の場で議論を進めることにより、官民連携を確保し、本検討会では各検討の進捗状況を把握することとされた。**
- ✓ 各規律の検討状況については、別資料のとおりであり、**今後も官民連携を確保しつつ、総務省において制度化等に向け取り組んでいく。**

1. 大規模な電気通信事業者(例：利用者数1000万人以上)における対応

- ・利用者情報の取扱いに関する**取扱規程の策定・届出、取扱方針の策定・公表**
(記載事項例：安全管理の方法等)
- ・利用者情報の取扱いに関する**自己評価、取扱規程・取扱方針への反映**
- ・利用者情報の**統括責任者の選任・届出、職務遂行義務**
- ・新たに**検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務**を届出対象にする

○検討・官民連携：
**電気通信事業ガバナンス検討会
特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG**

2. 利用者の情報の外部送信（電気通信事業者等※における対応）

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、**情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、確認の機会を付与**

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)を営む者を含む。利用の状況からみて利用者を与える影響が少なくない者に限る。

○検討・官民連携：
**プラットフォームサービスに関する研究会
プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG**

3. 事業者間連携によるサイバー攻撃対策

- ・これまではサイバー攻撃の発生後に限られていた**ISP間の情報共有や分析をサイバー攻撃の発生前にも実施できるようにするための環境を整備**

○検討・官民連携：
認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 (ICT-ISAC)

4. 重大事故等のおそれのある事態の報告等

- ・これまでの重大事故等が生じた際の遅滞のない報告に加え、**重大事故等のおそれのある事態に関する報告制度の整備、設備の多様化に対応した規律の見直し**

○検討・官民連携：
**情報通信審議会 情報通信技術分科会
IPネットワーク設備委員会**